平成２８年（フ）第８６号
福岡県直方市大字下新入1260番地９
破産者　川野　賢二
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１５６号
長崎県長崎市水の浦町318番地
破産者　金口　伸二
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
長崎県長崎市錦３丁目10番23号
破産者　橋本　智之
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
長崎県長崎市平戸小屋町２番２号
破産者　坂井　輝昭
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
長崎県長崎市田手原町756番地４
破産者　松尾　拓也
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
長崎県長崎市興善町２番12号　コーポサンスイ202
破産者　陣内　康成
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦868　レオパレスファミリー204号室
破産者　奥田　龍也
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２９００号
千葉県松戸市金ケ作265―42
破産者　平岡　秀喜
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４１０号
東京都板橋区前野町２丁目26―13―202
破産者　工藤　信代
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９７３号
東京都中央区勝どき３丁目６番４―602号
破産者　株式会社エム・ケイロジステイック
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３２号
東京都港区六本木３丁目17番２号　ＭＦ六本木ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区下馬２丁目26番７―410号
破産者　株式会社ＳＥＬＦＩＳＨ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８０２号
東京都千代田区一番町６―４　ライオンズマンション一番町第２　713号
破産者　細淵　重男
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０８１号
神奈川県横浜市港南区笹下６丁目24―18
破産者　松岡　正信
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３１５号
島根県益田市高津５丁目２―29、開始決定時の住所東京都渋谷区鶯谷町４―５―305
破産者　池野　秀樹
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３４５号
長崎県佐世保市棚方町202―３
破産者　川谷内康明
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目26―55―103、開始決定時の住所東京都江戸川区西小岩３―27―９
破産者　石田　勝巳
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６８８号
東京都世田谷区赤堤３―７―14、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前３丁目33番17号
破産者　株式会社クラブキング
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６８２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣453―27
破産者　高橋　努力
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部